

第三者評価結果の公表事項（母子生活支援施設）

①第三者評価機関名

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

H18-Y027 H18-Y003

③施設の情報

名称：	高松市屋島ファミリーホーム	種別	母子生活支援施設
代表者氏名：	野 町 文 枝	定員（利用人数）：	19世帯
所在地：			
TEL：	ホームページ： http://www.pikara.ne.jp/kasugamiti3/		
【施設の概要】			
開設年月日	平成20年4月1日、高松市より指定管理を受託		
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 未知の会		
職員数	常勤職員：	3名	非常勤職員 5名
専門職員	（専門職の名称）	3名	
	保育士		
施設・設備の概要	（居室数）	19室	（設備等） 各室 2部屋、浴室、便所、台所、

④総評

◇概要

平成20年4月から、指定管理者として、市から管理運営を受託している。定員は19世帯だが、現在暫定定員は11世帯となっている。本法人は、キリスト教の精神を根底とし、利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することで、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的にして、各種社会福祉事業を行っている。

◇特に評価が高い点

市からの指定管理者として運営しており、利用者・職員数が小規模の施設のため、法人としての経営努力では改善できない課題もあるが、経験豊かな職員が支援に取り組んでいる。少人数のため日常の支援の中で、職員間の情報共有を行っている。「母子の会・誕生会」、「ママの学びの会」、「料理教室」を毎月1回開催しており、生活経験の乏しい母親に対して、調理などの生活スキルやマナーの向上が図れるようを支援している。「ママの学びの会」では、母親が講師を務めたことがあり、母親が施設行事に主体的に取り組む機会となった。退所者に施設行事を案内し、参加を呼びかけ、退所者が施設行事への参加している。退所者から養育相談にも対応し、一部の退所者については、電話連絡や転居先を訪問している。

◇改善が求められる点

支援の中で経験した課題等は記録として残しているが、標準的な支援方法についてマニュアル化されていないので、文書化することを期待したい。また、職員数は少ないが、経験豊かな職員が多く、情報共有できる状況であるので、今後職員の退職等も考慮し、業務内容と業務上の留意点等を整理し、文書化されることを期待したい。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

今評価は二回目の受審となり、前回からの改善点について見直しながら取り組んだ成果やまた反省点など日常業務とリアルタイムに向き合いながら、より以上を求める意識改革づくりなどの貴重な機会となり、個々の職員のモチベーション向上に大いに役立つこととなりました。
ただ、本施設は小規模であり、その特徴を活かした本施設に相応しいより良き支援業務と管理運営を求めて今後も試行錯誤と実践実績を積み重ねる必要があります。
今評価結果を真摯に受け止め、より標準化、体系化に取り組むことで効率的でかつ継続性のある業務運営の確立に努力してまいりたいと考えております。

⑥第三者評価結果（別紙）

調査報告書（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目） I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果	コメント
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	施設の理念は「保護と癒し、そして自立への道を基本に」「行ってらっしゃい・お帰りを会話のスタートに」としている。基本方針は中長期計画に明記し、職員には毎月1回の職員会議、ケース検討会で周知している。母親と子どもへは、入所時に説明している。今後は、理念や基本方針を、事業計画書、入所時の説明文書等の施設内文書や広報誌、パンフレット等に記載する等の取り組みを期待したい。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果	コメント
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	社会福祉事業全体の動向は、全国母子生活支援施設協議会からの情報により把握している。支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータは、市との連絡会で収集している。地域の各種福祉計画の策定動向と内容の把握・分析は行っていない。
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	経営環境や経営状況は、理事会に報告している。今後は、経営状況や改善すべき課題について職員に周知し、経営課題の解決・改善に向けて具体的な取り組みを期待したい。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	平成25年度～平成29年度までの中長期計画書を定めている。中長期計画に、数値目標や具体的な成果等を設定はしていない。中・長期計画について、見直しを行うことを期待したい。
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中長期計画を反映した単年度の計画は、毎月の行事計画と施設の運営計画書で実行可能な具体的な内容である。数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容とすることを期待したい。
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画は、前年度の事業計画書を参考にして見直し立案し、職員に周知して理解している。事業計画の実施状況を、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握し、評価することを期待したい。
②	7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b	事業計画は、母子の会で、母親に説明している。母親と子どもの参加を促す観点から周知・説明を工夫されることを期待したい。

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	コメント
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	職員会議で支援の質の向上に関する取り組みを検討し、3年に一度、第三者評価事業を受審している。定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上の自己評価を行い、評価結果を分析・検討する場を、施設として明確化することを期待したい。
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	評価結果にもとづき、施設として取り組むべき課題を文書化、ファイル化して共有化が図られて、職員会議で話し合われている。今後は、評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行ったり、改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことを期待したい。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	施設長は、中長期計画が実施されるように取り組んでおり、自らの役割と責任について、事業概要と業務分担表で表明している。自らの役割と責任について、施設内の広報誌等への掲載や会議や研修において表明することで、周知が図られること、有事における不在時の権限委任等を含めて明確化することを期待したい。
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	施設長は、遵守すべき法令を理解するために加除式マニュアルファイルで整備し、経営に関する研修に参加している。環境への配慮等も含む幅広い分野について、遵守すべき法令等を把握し、研修会を実施するなどの具体的な取り組みを期待したい。
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b	施設長は、毎月の在籍者の状況報告書(事務日誌、個別のケース日誌を含む)を作成し、市に提出している。支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取り組みを明示して指導力を発揮している。常勤職員が少ないため、職員会議だけでなく、食事時や休憩時にも職員と話しをしている。職員の模範となるように、関係図書を読み、研修会に参加している。支援の質の現状について、定期的に評価・分析を行うことを期待したい。
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	施設長は、毎月の業務報告を関係機関に提出している。職員は法人内で保育の資格を有し、経験豊富な人材を配置している。退職が近い職員がいるので、後任人事を調整中である。経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務を把握しているが、分析には至っていない。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されて		第三者 評価結果	コメント
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	福祉人材は保育士の有資格者の確保の方針を明確にしている。新規採用者では、母親の指導に困難をきたすので、経験豊富な人材を選考している。福祉人材の確保は、周辺府県の専門学校や保育士バンクへ募集している。人材の確保と人員体制についての具体的な計画は、作成していない。
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b	主任や中堅職員で、法人の人事委員会を組織して、採用の準備を行い、試験、面接をして決定している。職員は、施設長、母子指導員、少年指導員、生活指導員、調理等及び嘱託医の6名である。毎週火曜日、法人内の3施設合同のリーダー会議を開催して、課題や何に取り組んでいるかを報告している。人事考課制度は実施していない。
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	福利厚生センターと市の福利厚生事業に加入している。定期的に職員との個別面接を行っている。定期的に健康診断を行っている。休暇の取得は、職員相互で調整して取得している。人材や人員体制に関する具体的な計画は、作成していない。
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	職員室内に法人の理念を掲示し、倫理綱領を明確にして周知している。年2回、夏と年度末に法人全体で、職員アンケート調査を実施している。職員一人ひとりの目標を設定する取り組みを検討されることを期待したい。
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	法人で1年間の研修計画を策定して実施している。スーパーバイザーを招いて、事例研修を行っている。定期的に研修計画、研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行うことを期待したい。
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。個別の職員の専門資格の取得状況を把握している。職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じて行政機関や香川県養護施設協議会等主催の研修に参加している。県外研修に積極的に職員を参加させている。職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTを検討することを期待したい。
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行わ			
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	全国母子生活支援施設協議会マニュアルがあり、その中に、実習生受け入れの基本姿勢が明文化されている。実際に実習生を受け入れをする場合は、市の許可が必要である。社会福祉相談援助実習プログラムを参考にしている。実習生の実習期間中は学校から巡回訪問がある。実習指導者に対する研修は実施していない。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果	コメント
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	社会福祉法人の情報公開制度規定に準拠して対応している。ホームページに法人の理念や基本方針、決算報告書を公開している。第三者評価の受審結果は香川県や全国社会福祉協議会等のホームページで公表している。地域に向けて、理念や基本方針を説明した印刷物や広報誌等の配布をしていない。
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	施設における事務、経理、取引等に関する規程を作成しており、事務分掌と権限・責任が明確にされ、職員に周知している。会計処理については、会計事務所と契約をしている。内部経理監査担当者を選任し監査し、月次報告書を法人に提出している。外部監査は実施していない。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果	コメント
①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域との関わり方について基本的な考え方を中期計画に明文化している。地域の行事に職員が同行して参加している。学校の友達とは、学習室や園庭で遊んでいる。母親が、地域のごみの集積場の当番を定期的に担当し、地域住民とコミュニケーションが図れるようにしている。
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア受入れに関する基本姿勢を中期計画に明文化している。ボランティア活動時には、事前に丁寧なオリエンテーションを行っており、行事の目的、行事での役割を決めるなど、相談をしてから活動してもらっている。ボランティア活動時の留意点や事前説明の内容等を検討し、法人としてボランティア受入マニュアルを作成することを期待したい。
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	地域の社会資源のリストを作成している。月1回市の担当者との定例会をしている。個人情報保護に配慮した上で、通所している保育所の職員と定期的に連絡会をしている。地域でのネットワーク化には至っていない。
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b	七夕会、桃の会、クリスマス、地域交流会を通じて地域住民と交流している。地域の避難場所となっており、敷地内に自主防災会の防災資材保管庫を設置している。施設の集会場を、地域の自治会、老人クラブ等に多目的に利用してもらっている。施設の専門性や特性を生かした地域住民の生活に役立つ講演や研修会等は開催していない。
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	法人職員に民生委員がおり、民生委員を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。新たに把握した福祉ニーズにもとづいた公益的な事業・活動の実施を期待したい。

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果	コメント
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	施設の理念は「保護と癒し、そして自立への道を基本に」「行ってらっしゃい・お帰りを会話のスタートに」としている。母親と子どもを尊重した支援の実施は、母子生活支援施設の倫理綱領に規定され、施設入所時に説明をしている。年4回専門職の指導を受けて事例研修をしている。事例研修の資料作成時に勉強会を開催している。個々の状態に応じて対応している。母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を行うことを期待したい。
②	29 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。	b	施設運営計画書に、プライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援が規定されている。マニュアルは市の虐待防止冊子を利用している。毎週1回安全・掃除点検を実施しており、事前に玄関の掲示板に訪問日時を知らせしている。母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護について、マニュアルを作成することを期待したい。
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b	理念や基本方針、支援の内容や施設の特性や暮らしについて説明した資料「ファミリーホームの暮らし」を作成して説明し、見学等の希望に対応している。「ファミリーホームの暮らし」等について、定期的に見直しすることを期待したい。
②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b	市で審査を経て施設入所となる。支援の開始・過程においては、母親と子どもに「ファミリーホームの暮らし」を配付して説明をしている。自己決定を尊重し、母親に自立計画を立案してもらい、面接をして相談・調整、課題を把握し、支援計画を立案している。意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化されることを期待したい。
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b	施設を退所した後も、施設行事に案内し、施設として母親と子どもが相談できるように、在籍中に担当した職員が窓口となって対応している。10世帯のアフターケアを行っている。移行時の支援の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定めることを期待したい。
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。			
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	年1回母親と子どもの満足度に関するアンケート調査を実施している。その結果は、自立支援計画に活かしたり、職員会議で検討している。年1回自立支援計画にもとづいて、面接を行っている。母親と子どもの満足度に関するアンケート調査で把握した結果を分析・検討しているが、母親と子どもの参加はない。

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置等、苦情解決体制を整備し、第三者委員の名前と連絡先を掲示している。苦情解決の仕組みのパンフレットを母親に配付している。苦情の申出ではないが、苦情内容及び解決結果は、苦情を申し出た母親と子どもに配慮した上で公表する規定がある。母親と子どもが苦情を申し出しやすい工夫を期待したい。
②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b	母親に配付している「ファミリーホームの暮らし」の中で、「悩みや問題がある場合は職員に相談して下さい」と説明しており、相談は静養室で受けている。相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成し、掲示する等の取り組みを期待したい。
③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	玄関に意見箱を設置し、アンケートを実施し、母親の意見を把握している。外出時や帰宅時に、施錠している門扉の開け閉めを職員が行っており、門と施設玄関の移動の間を、母親や子どもに声かけを行っている。普段の生活の中で1年間を通じて、お互いに信頼関係を築いて意見交換ができる関係になれるように対応している。相談対応マニュアルの作成を期待したい。

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	事故発生時の対応マニュアル、不審者への対応、電話での問い合わせや急病等への対応マニュアルを作成している。リスクマネジメントに関する責任者の明確化、リスクマネジメントに関する委員会を設置等の体制整備、事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しする取り組みを期待したい。
②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	感染症予防と発生時等の対応マニュアルを作成し、行政の研修会に出席して、伝達研修を開催している。玄関に、消毒薬を配置し、母親に対応を呼びかけている。感染症対策について、定期的に研修会の開催やマニュアルの定期的に見直しを期待したい。
③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	毎月避難訓練を実施し、食糧・水の備蓄をしている。特に、水は簡易水道を利用しており、10トンの水の備蓄がある。施設が、津波避難ビルに指定をされており、敷地内に地域の防災倉庫を設置している。危機管理マニュアルと業務継続計画を策定している。建物や設備類の耐震対策の確認や支援を継続するために必要な対策を検討されることを期待したい。

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

		第三者 評価結果	コメント
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	c	母親と子どもが、母子生活支援施設を理解して、遵守すべき事柄をまとめた「ファミリーホームの暮らし」は作成されているが、施設が行う支援について標準的な実施方法が文書化されていない。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	日常の打ち合わせの中で「ファミリーホームの暮らし」に関する支援方法を見直している。標準的な実施方法を具体的に文書化し、その実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法を定める等の取り組みを期待したい。
---	----------------------------------	---	--

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b	市からの調査票を基本にして、面接を行い自立計画を作成している。具体的には、母親に自立計画書を作成してもらい、次に面接を行い、施設長、母子指導員、少年指導員が合議で相談内容、課題と問題点、支援対策を記載して自立支援計画書を策定している。アセスメント手法、適切なアセスメントの実施を期待したい。
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b	自立支援計画書は、施設生活に慣れ、落ち着いた時期に作成している。自立支援計画書で課題を明確にして、経過表で管理している。自立支援計画書の見直しを行う時期、検討会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを明確化されることを期待したい。

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b	経過表で情報を管理して共有している。自立支援計画にもとづく支援が実施されていることが、記録により確認することができるよう検討されることを期待したい。
②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報保護規程を定めている。また、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法は行政指導によって対応している。個人情報の取り扱いについて、職員への研修や母親や子どもへの説明を期待したい。

内容評価基準 (28項目) A-1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果	コメント
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a	毎月の定例会、年間4回の心理研修会、関係機関との連絡会等を開催し、日々の支援を検討している。県内外の研修会等に積極的に参加をしている。
(2) 権利侵害への対応			
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a	就業規則で、不適切なかかわりがあった場合に処分することを明記しており、発見した場合に報告することを周知している。職員数が少ないので、法人の他の施設と合同で虐待防止について研修を実施することを期待したい。
②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b	日常の支援の中で、不適切な行為がないよう、母親を指導しており、不適切な行為に対応できるよう、サインを見逃さないよう取り組んでいる。不適切な行為の防止は、検討会で議論をし、行われていないことを確認している。不適切な行為について、具体的に例示することを期待したい。

③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b	毎日の母親や子どもが外出・帰宅時の際に、職員による門扉の鍵開けの際の会話から、サインを見逃さないよう取り組んでいる。母親に対しては、日常の支援の中で、助言や支援を行っている。子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する取り組みを期待したい。
---	---	---	--

(3) 思想や信教の自由の保障

①	A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a	母親や子どもの宗教活動については、他者への宗教活動は禁止しているが、個人的な宗教活動を尊重し、思想や信教の自由を保障している。また、母親の思想や信教によって、子どもの権利が損なわれないよう支援を行っている。
---	----------------------------	---	---

(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

①	A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b	施設内の自治会はなく、利用世帯には地域の自治会に加入してもらっている。施設内の共用エリアの清掃を当番制で実施しており、ゴミ集積場の定期清掃や自治会主催の一斉清掃活動に参加している。子どもたちが、生活全般について、自主的・主体的な活動ができるような取り組みを期待したい。
---	---	---	--

(5) 主体性を尊重した日常生活

①	A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	b	母親や子どもの主体性を尊重した支援に努めているが、自立支援計画の様式には「課題や目標」を記載する欄はあるが、母親や子どものストレングス(強み)を記載する欄がない。支援計画等に母親や子どものストレングスを記載することを期待したい。
②	A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a	毎月、母子の会・誕生会、料理教室楽しい料理と食育の学びの会、ママの学びの会を行っている。ママの学びの会では、子育て教室や手芸教室など、テーマを変えて実施しており、母親が指導者としてヨガ教室を行ったことがある。母子の会・誕生会は、より多くの母親や子どもが参加できるよう午後6時から開催している。

(6) 支援の継続性とアフターケア

①	A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b	退所者に施設行事を案内し、参加を呼びかけている。3割程度の退所者が、施設が所在する校区内で生活をしていることもあり、施設行事への参加や施設への訪問実績がある。退所者から養育相談にも対応している。一部の退所者については、電話連絡や転居先を訪問している。退所後の支援計画の作成するなど、退所後の支援が効果的になるような取り組みを期待したい。
---	---	---	--

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本	第三者 評価結果	コメント
①	A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b ハローワーク、法テラス、裁判所等個々世帯の事情に合わせた同行支援や子育て支援にあつては保育士の立場からの専門的支援を行っているが、母親や子どもの個別の課題に対して、目標を明確にするための取り組みを期待したい。
(2) 入所初期の支援		
①	A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	b 入所直後は、見守りを中心とした支援を中心に行っている。必要に応じて、洗濯機・冷蔵庫・炊飯器・テレビ・寝具等の生活用品の貸し出して、計画的に購入するよう促している。居室は、和室2部屋と台所、浴室、トイレがあり、プライバシーが保障されている。部屋数や広さは、全室共通となっている。エレベーターやスロープなどの設備がないため、身体障害のある母親や子どもの利用に支障が生じることが考えられる。
(3) 母親への日常生活支援		
①	A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	b 料理教室や子育て教室を開催し、生活経験の乏しい母親を支援している。入所時は、嘱託医の医療機関での受診を実施し、年2回施設内で嘱託医による内科検診を実施している。職員が1か月に一度居室を訪問して、居室内の清掃状況や暮らしぶりを把握して、母親を指導している。必要に応じて、医療機関への同行支援、食事、清掃、育児の支援や相談を行っている。
②	A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a 自立支援計画作成の際の面談や母親から相談に対応している。毎月開催している「ママのまなびの会」で、年2回子育て教室を開催している。就学前児童については、母親の状況や要望により、預かり保育を行っている。保育所や学校等との連絡会を開催しており、保育所や学校の卒業式や運動会に職員が参観をして、連携している。
③	A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b 外出時や帰宅時に、施錠している門扉の開け閉めを職員が行っており、門と施設玄関の移動の間を、母親や子どもとに声かけを行っている。「母子の会・誕生会」、「ママの学びの会」、「料理教室」を毎月1回開催している。利用者間のトラブルについては、介入支援を行っている。利用者のストレスについては、通院を勧める等の相談支援は行っているが、心理療法などの具体的取り組みは行っていない。

(4) 子どもへの支援

①	A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b	母子を対象に毎月1回料理教室を開催し、園庭で野菜や花を栽培し年2回野菜を収穫している。長期休暇中には、学習会や野外炊飯の集いを開催している。母親の体調不良などにより、保育所への送迎支援や預かり保育などの支援を行っている。職員が少人数のため記録は、一台のパソコンで作成しており、支援に活用している。子どもたちが、料理以外の日常生活に必要な知識や技術を身につけることができるプログラムの実施を期待したい。
②	A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b	居室での学習を基本としているが、時間を限定し、学習室の個人利用を認めている。春・夏・冬の長期休暇期間中には、学習会や習字教室を開催している。学習ボランティア等を募集し、長期休暇中に限定せず、年齢に応じた学習支援を検討することを期待したい。
③	A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b	七夕祭りやクリスマスの集いなど、地域の老人会や大正琴クラブの会員と交流する地域交流会を開催し、地域行事に参加している。実習生を受け入れているが、ボランティアは地域住民に限定している。様々な大人との出会いの機会を設けるためにも、世帯への個別支援や子どもたちへの学習指導等を検討する際に、ボランティアの活用を検討することを期待したい。子どもが少人数であり、年齢の近い子どもが少ないなど、グループワークを導入することも難しい状況にあるが、子どもたちのコミュニケーションの能力を向上を目的とするプログラムを検討されることを期待したい。
④	A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c	小学生以下の子どもが多いことあり、性教育には取り組んでいない。いのちの教育の一環として性教育があることを理解し、施設として性教育のあり方を検討することを期待したい。

(5) DV被害からの回避・回復

①	A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b	行政で入所審査を行っており、24時間の受け入れ体制とはなっていないが、洗濯機・冷蔵庫・炊飯器・テレビ・寝具等の生活用品の貸出用品を準備し、貸し出しており、緊急の利用に対応している。また、広域利用にも対応している。不審者対策については、マニュアルを整備し、行政や警察などの連絡体制は整っているが、明文化はしていない。
②	A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a	保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供し、裁判所や法テラスなどへの同行支援を行っている。広域利用者については県外の裁判所への同行支援を行っている。
③	A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b	心理的ケアは、専門機関を紹介し、同行支援を行っているが、情報共有は行っていない。支援団体については、紹介や同行支援を行っている。医療機関等の情報共有について、具体的なあり方を検討することを期待したい。

(6) 子どもの虐待状況への対応

①	A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b	必要に応じて、子どもだけとの面接の機会を設けて、子どもが職員に自分の思いや気持ちを相談できる機会を設けている。心理療法担当職員は配置していないが、大学の心理専門教員をスーパーバイザーとする事例検討会を3回開催している。子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援について、具体的なプログラムを検討することを期待したい。
②	A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	b	市からの指定管理のため、児童相談所ではなく、市へ通報することになっている。被虐待児に対しては、児童相談所に相談をしている。保育所や学校等との連絡会を開催し、情報共有に努めている。

(7) 家族関係への支援

①	A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	b	自立支援計画作成のための面接や母からの要望により相談・支援を行っている。母親と子どもについては、介入支援を行っているが、他の親族との関係調整は行っていない。
---	---------------------------------------	---	--

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

①	A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	b	母子とも心的課題がある事例が増加している。通院の同行支援を行っている。保育所や学校等との連絡会を開催している。発達に課題のある子どもについては、療育相談機関との連携を図っているが、障害や精神疾患のある母親について、福祉サービスの利用について、行政や相談支援事業所と連携を検討することを期待したい。
---	---	---	--

(9) 就労支援

①	A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b	就業支援については、ハローワークから提供を受けた資格取得や能力開発のための講座等のパンフレットにより情報提供しており、ハローワークへの同行支援を行っているが、長期就業となっている母親は少なく、就業適性や意欲、希望職種の狭さなどの要因があり、母親が満足できる職場への就業となっていない。母親が安心して就労できるよう就学前児は、預かり保育を行い、小学生以上の子どもは、見守りを行っている。
②	A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b	市からの指定管理であり、市の審査会で利用者の受け入れを判断しているため、就労継続が困難な母親を積極的に受け入れることはできない。障害がある母親や外国人の母親は、受け入れ実績があり、職場関係や人間関係に関する相談や助言に対応している。職場との連絡調整や福祉的就労を活用した実績はない。心的課題のある母親で、就業がストレスとなり、生活状況が悪化した事例があったが、福祉的就労等の福祉サービスの利用を検討し、必要があれば、福祉サービスの利用を支援する取り組みを検討することを期待したい。

(10) スーパービジョン体制

①	A28 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b	大学教員をスーパーバイザーとして、研修会等を通じて支援を受けている。基幹的職員は、10年以上の経験者が要件となっているが、指定管理の期間が10年未満であり、要件を満たす職員がいないため、設置していない。
---	---	---	---